建築基準法が6月20日㈬から改正施行

新たに「構造計算適合性判定」制度が導入されました。建築確認の審査と併せて、専門家による構造計算の審査（ピアチェック）が行われます。

法令遵守を徹底して建築物の安全性を確保し、耐震偽装事件の再発等を防止するため18年6月21日に改正を公布、19年6月20日㈬から施行されます。

今回は改正の概要をお知らせします。改正された法律の適用は、「建築確認の申請の有無」「計画変更の申請の有無」「着工の時期」により異なります。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページの建築課のページでもご案内しています。

【問合せ】▼構造に関すること…**建築課建築防災係**（本庁舎8階）☎（5273）3745
▼検査に関すること…**建築課検査監察係**（本庁舎8階）☎（5273）3735
▼構造・検査以外のこと…**建築課建築審査係**（本庁舎8階）☎（5273）3742

(1)「構造計算適合性判定」制度の導入

【対象建築物】建築確認の申請があった建築計画のうち、高度な構造計算が必要な建築物または一定の高さ以上のもの（左表）

構造計算適合性判定の対象建築物

構造	対象
木造	高さ13mを超えるか、軒高が9mを超える建築物
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	高さ20mを超える建築物
鉄骨造	4階建て以上の建築物

※上記のほか、高度な構造計算を行った場合などについても対象となります。

【制度内容】対象建築物に対し、構造計算が建築基準法に適合しているかを判定する「構造計算適合性判定」を義務付け

【実施方法】建築確認の過程で、都知事が指定する指定構造計算適合性判定機関が実施

【手数料】建築確認申請時に従来の手数料に加えて、建築物の規模に応じた「構造計算適合性判定に係る手数料」が必要

(2)建築確認の審査等に関する指針の策定・公表

▼国土交通大臣は、建築確認の審査等を公正・適確に実施するため、「確認審査等に関する指針」を策定し公表します。区または指定確認検査機関は、この指針に基づき厳格な審査・検査を実施します。

▼建築確認の申請受理時の審査方法や申請図書等に不整合等がある場合の措置など、審査の対応が従来と異なります。詳しくは、お問い合わせいただくか新宿区ホームページの建築課のページをご覧ください。

(3)その他の改正

①構造関係規定の見直し…構造計算に関する基準の適用区分・基準の見直しほか
②一定の共同住宅に対する中間検査の義務付け…3階建て以上の「共同住宅」の中間検査の義務付け（東京都では従来から対象となっています）
③建築確認の審査期間の延長…原則として、21日から35日（最大70日まで）に延長
④指定確認検査機関の業務の適正化…建築基準適合判定資格者に関する規定の見直しほか

介護保険サービス利用料の負担額軽減制度

介護保険サービス利用料の支払いが困難な方へ

区では世帯全員が住民税非課税で、介護保険サービス利用料（介護費用の1割）の支払いが困難な方の自己負担額を軽減する制度を実施しています。

現在、軽減を受けている方の認定の有効期限は6月30日㈯です。更新申請書を5月中旬に送りましたので、手続きをしてください。新たに軽減制度を受ける方は介護保険課給付係で申請してください。

なお、この軽減は社会福祉法人等および「東京都に軽減措置事業を行うことを届け出た事業者が提供するサービス」を利用した場合に限り受けられます。

【申請・問合せ】**介護保険課給付係**（本庁舎2階）☎（5273）4176へ。

▶**対象**…次の要件のすべてに該当する方
⑴利用者本人を含む世帯全員が住民税非課税、⑵世帯の年間収入が基準収入額（※1）以下、⑶世帯の預貯金等が基準貯蓄額（※2）以下、⑷世帯で自宅以外に土地・家屋等を所有していない、⑸負担能力のある親族等に扶養されていない、⑹申請時に介護保険料を滞納していない
※1基準収入額…世帯員1人の場合150万円。以降、1人増えるごとに50万円を加算。収入には、仕送りや課税対象とならない遺族年金・障害年金・手当等を含む。
※2基準貯蓄額…世帯員1人の場合350万円。以降、1人増えるごとに100万円を加算。預貯金等には有価証券、債権等も含む。

▶**対象のサービス**…①訪問介護、②介護予防訪問介護、③夜間対応型訪問介護、④通所介護、⑤介護予防通所介護、⑥認知症対応型通所介護、⑦介護予防認知症対応型通所介護、⑧小規模多機能型居宅介護、⑨介護予防小規模多機能型居宅介護、⑩訪問看護、⑪介護予防訪問看護、⑫訪問入浴、⑬介護予防訪問入浴、⑭短期入所生活介護、⑮介護予防短期入所生活介護、⑯短期入所療養介護、⑰介護予防短期入所療養介護、⑱訪問リハビリ、⑲介護予防訪問リハビリ、⑳通所リハビリ、㉑介護予防通所リハビリ、㉒指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の施設サービス、㉓地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※社会福祉法人等のサービスは上記の①～⑨・⑭⑮・㉒㉓が対象です。

▶**対象となる費用**…対象となるサービスの利用者負担額、食費・居住（滞在）費の利用者負担額

▶**減額割合**…自己負担額の4分の1（利用者負担第1段階の方（右表1参照）は2分の1）

税制改正による介護保険サービス利用料の軽減制度

平成18年の税制改正により、世帯全員が住民税非課税から課税となった方で、介護保険サービス利用料（介護費用の1割）の支払いが困難な方の自己負担額を軽減する制度を、急激な負担増加を抑制するための経過措置として実施しています。

▶**経過措置期間**…20年6月30日㈪まで

▶**対象**…次の要件のすべてに該当する方
⑴税制改正により住民税世帯非課税から課税となった方、⑵世帯の年間収入が基準収入額（※）以下、および上記の「介護保険サービス利用料の負担額軽減制度」の対象の⑶～⑹
※世帯員1人の場合は190万円。以降、1人増えるごとに50万円を加算

▶**対象のサービス**…上記の「介護保険サービス利用料の負担額軽減制度」と同じ

▶**減額割合**…自己負担額の8分の1（自己負担は介護費用1割の8分の7）

【申請・問合せ】**介護保険課給付係**（本庁舎2階）☎（5273）4176へ。

介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担額軽減制度

～世帯全員が住民税非課税の方へ～

■介護保険の特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設での入所とショートステイ利用時の居住（滞在）費と食費

世帯全員が住民税非課税の場合、介護サービスを受ける方の所得に応じて利用者負担段階（**表1**）により軽減されます（**表2**）。

現在軽減を受けている方の認定期間は6月30日㈯です。更新申請書を5月中旬に送りましたので、早めに手続きをしてください。新たに対象となる方は介護保険課給付係へ申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けてください。

※世帯全員の住民税非課税は、7月から前年の所得で判定します。一度非承認となった方でも、前年所得の減少等で世帯全員が住民税非課税となった方は、この軽減制度の対象になります。

■税制改正による激変緩和制度

急激な負担増加を抑制するために、次の①～③の要件のいずれかに該当する方は、世帯全員が住民税非課税でなくても軽減制度の対象となります。この制度を受けられる方は介護保険課給付係へ申請してください。

【対象】平成18年の税制改正前に、①住民税非課税世帯で利用者本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方、②生活保護受給者等の方、③老齢福祉年金受給者の方で税制改正により住民税課税世帯となった方です。ただし、税制改正に関わらず収入が増えて住民税課税となった方は対象外です。

【経過措置期間】20年6月30日㈪まで

【申請・問合せ】**介護保険課給付係**（本庁舎2階）☎（5273）4176へ。

表1　利用者負担段階

利用者負担段階		所得区分
第1段階		生活保護を受給している方等
住民税非課税世帯	第1段階	老齢福祉年金を受給している方
	第2段階	合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
	第3段階	合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

表2　軽減前の基準費用額と軽減後の負担限度額（1日当たり）

区分		①特別養護老人ホーム・短期入所生活介護施設	②介護老人保健施設・短期入所療養介護施設	③介護療養型医療施設・短期入所療養介護施設
居住費（滞在費）	ユニット型個室	【軽減前】1,970円 【軽減後】第1・第2段階の方…820円、第3段階の方…1,640円		
	ユニット型準個室	【軽減前】1,640円 【軽減後】第1・第2段階の方…490円、第3段階の方…1,310円		
	従来型個室	【軽減前】①は1,150円、②③は1,640円 【軽減後】第1段階の方…①は320円・②③は490円 第2段階の方…①は420円・②③は490円 第3段階の方…①は820円・②③は1,310円		
	多床室（相部屋）	【軽減前】320円 【軽減後】第1段階の方…負担なし、第2段階の方…320円 第3段階の方…320円		
食費		【軽減前】1,380円 【軽減後】第1段階の方…300円、第2段階の方…390円 第3段階の方…650円		

年金の種類	19年4月から
老齢基礎年金	792,100円（月額66,008円）
障害基礎年金（1級）	990,100円（月額82,508円）
〃（2級）	792,100円（月額66,008円）
遺族基礎年金（子1人）	1,020,000円（月額85,000円）
基本	792,100円（月額66,008円）
加算	227,900円（月額18,992円）
10年年金	481,300円（月額40,108円）
5年年金	409,600円（月額34,133円）
障害年金（1級）	990,100円（月額82,508円）
〃（2級）	792,100円（月額66,008円）
母子年金（子1人）	1,020,000円（月額85,000円）
基本	792,100円（月額66,008円）
母子加算	227,900円（月額18,992円）
老齢福祉年金	405,800円（月額33,817円）

平成19年度の老齢基礎年金額は792,100円

●19年度の年金額は18年度額のすえ置きとなります

18年の年平均の全国消費物価指数は対前年比でプラス0.3%でした。一方、前年度比名目手取り賃金変動率は0%でした。年金額は名目手取り賃金変動率で改定されるため、平成19年度の年金額は平成18年度と同額となります。

【問合せ】**新宿社会保険事務所年金給付課**☎（5285）8614・**区国保年金課年金係**（本庁舎4階）☎（5273）4532へ。

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています。